

令和8年町議会2月定例会議

提出予定議案の概要

島 本 町

令和8年町議会2月定例会議提出予定議案

- 第1号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第2号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 第1号議案 町道路線の認定について
- 第2号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第4号議案 島本町都市公園条例の一部改正について
- 第5号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）
- 第6号議案 令和7年度島本町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第7号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第8号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9号議案 令和7年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10号議案 令和7年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について
- 第13号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について
- 第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- 第15号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第16号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第17号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 第18号議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について
- 第19号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第20号議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について
- 第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算
- 第23号議案 令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算
- 第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

- 第25号議案 令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26号議案 令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算
- 第27号議案 令和8年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
- 第28号議案 令和8年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
- 第29号議案 令和8年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
- 第30号議案 令和8年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
- 第31号議案 令和8年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
- 第32号議案 令和8年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
- 第33号議案 令和8年度島本町水道事業会計予算
- 第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算

第 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

1 報告理由

損害賠償の額を定めること及び和解について、令和 7 年 12 月 5 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

令和 7 年 10 月 14 日島本町広瀬一丁目地内において発生した事故について、島本町広瀬一丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により和解したもの。

3 損害賠償の額

97,412 円

第2号報告 令和7年度島本町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,551,664 千円
	補正後	17,580,909 千円
歳入歳出予算	補正額	29,245 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	総務費国庫委託金	18,922	16,984	衆議院議員選挙事務委託金
府支出金	総務費府委託金	77,454	12,261	大阪府知事選挙事務委託金
歳入合計		17,551,664	29,245	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
				人件費 8,877
				選挙協力報償 12
				旅費 103
				事務用消耗品 220
				啓発用消耗品 66
				刊行図書 22
				マイクロバス燃料 5
				投票所暖房灯油 23
				選挙賄 36
				入場整理券等 73
				啓発チラシ 262

総務費	衆議院議員選挙費	0	16,984	町封筒	31
				備品修理	110
				郵便料	2,379
				臨時電話等使用料	85
				交付機・計数機点検	295
				選挙公報配布業務	1,054
				ポスター掲示場作製等業務	1,373
				鍵開閉等業務	49
				マイクロバス運行業務	19
				体育館受付管理業務	4
				投票所使用料	12
				公営個人演説会場使用料	19
				投票箱・立会人送迎用タクシー借上	125
				投票所机・椅子等借上	783
				電子複写機借上	74
	選挙用備品	873			
	大阪府知事選挙費	0	12,261	人件費	9,502
				選挙協力報償	12
				旅費	103
				事務用消耗品	220
啓発用消耗品				66	
刊行図書				22	
マイクロバス燃料				5	
ポスター掲示場作製等業務				2,007	
公報等宅配業務	235				
電子複写機借上	15				

				投開票所備品	74
歳出合計		17,551,664	29,245		

【人件費の補正】

18,379千円（報酬 8,305千円、職員手当 10,074千円）

第 1 号 議案 町道路線の認定について

議案提出課 都市創造部 都市計画課

1 提案理由

道路の新設に伴い、路線の認定を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 根拠法令 路線の認定 道路法第 8 条第 2 項
- (2) 認定路線 4 路線

3 認定予定日

令和 8 年 3 月 3 1 日

第 2 号議案 島本町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 行革デジタル推進課

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務を開始するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 独自利用事務として、障害者医療費助成事務、ひとり親家庭医療費助成事務及び子ども医療費助成事務を規定するとともに、当該事務における書面提出義務の取扱いについて規定するもの（第 4 条、別表関係）。
- (2) その他条例の施行に際して必要な事項を規則に委任することを規定するもの（第 6 条関係）。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 3 号議案 島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 利用定員について、年齢による区分を行わず総定員による設定とするよう改めるもの（第 18 条関係）。
- (2) 僻地等の特例保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を実施する場合は、第 23 条及び第 24 条で規定している設備及び職員の基準を適用しない旨を追加するもの（第 24 条の 2 関係）。
- (3) その他字句の修正等所要の改正を行うもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 4 号 議案 島本町都市公園条例の一部改正について

議案提出課 都市創造部 都市整備課

1 提案理由

新体育館等整備事業に当たり、都市公園法及び都市公園法施行令に定める値を参酌して、都市公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準を新たに定めるもの。

2 議案の概要

都市公園法第 4 条第 1 項及び都市公園法施行令第 6 条の規定に基づく建築面積の基準を定めるもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第5号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第10号）

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,580,909 千円
	補正後	17,160,712 千円
歳入歳出予算	補正額	△ 420,197 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明	
地方交付税	地方交付税	2,236,077	209,189	普通交付税	
国庫支出金	民生費国庫負担金	2,163,643	△ 53,806	国民健康保険基盤安定 交付金	△ 1,181
				未就学児均等割保険料 負担金	54
				産前産後保険料負担金	34
				児童入所施設措置費等 負担金（母子・助産）	△ 2,025
				児童手当負担金	△ 45,078
				児童扶養手当負担金	△ 5,610
	教育費国庫負担金	87,368	△ 15,900	施設型給付費負担金	△ 7,808
			施設等利用給付費負担 金	△ 8,092	
総務費国庫補助金	482,181	△ 53,770	社会保障・税番号制度 補助金	5,060	
			デジタル基盤改革支援 補助金	△ 60,298	
			地域未来交付金	1,468	
民生費国庫補助金	315,638	△ 2,598	子ども・子育て支援交付金		
衛生費国庫補助金	38,271	559	出産・子育て応援交付金		

	土木費国庫補助金	70,391	△ 28,368	防災・安全交付金 道路更新防災等対策事業費補助金	△ 24,458 △ 3,910	
	教育費国庫補助金	192,977	6,625	学校施設環境改善交付金 埋蔵文化財緊急調査費補助金	8,003 △ 1,378	
府支出金	民生費府負担金	848,124	△ 1,945	国民健康保険基盤安定交付金 後期高齢者医療基盤安定交付金 未就学児均等割保険料負担金 産前産後保険料負担金 児童入所施設措置費等負担金（母子・助産） 児童手当負担金	7,798 △ 2,701 27 18 △ 1,013 △ 6,074	
	教育費府負担金	43,683	△ 7,950	施設型給付費負担金 施設等利用給付費負担金	△ 3,904 △ 4,046	
	総務費府補助金	62,371	△ 3,497	地方改善施設整備費補助金		
	民生費府補助金	223,630	△ 2,709	子ども・子育て支援交付金		
	衛生費府補助金	4,111	279	出産・子育て応援交付金		
	教育費府補助金	15,606	△ 2,617	施設型給付費補助金		
	土木費府委託金	6,577	△ 1,712	水無瀬川除草委託金		
	財産収入	利子及び配当金	3,931	△ 1,265	各基金の収益金収入	
		不動産売払収入	665	674	町有地売払収入（高浜三丁目地内）	
寄附金	民生費寄附金	5,000	8,000	子育て支援協力金		
繰入金	介護保険事業特別会計繰入金	20,152	△ 150	介護保険事業特別会計繰入金		
	公共施設整備積立基金繰入金	973,167	△ 426,646	公共施設整備積立基金繰入金		
	空地除草費徴収金	89	△ 89	空地除草委託徴収金		
				町有建物災害共済金	49	

諸収入	雑入	187,742	△ 1	コピー使用料	△ 39
				学童保育室等施設（桜井二丁目地内）月額費用負担金	△ 11
町債	総務債	324,100	△ 3,800	庁舎整備事業債	1,100
				人権文化センター整備事業債	△ 800
				ふれあいセンター整備事業債	△ 6,700
	土木債	65,200	△ 22,000	防災情報設備更新事業債	2,600
				公園長寿命化事業債	△ 2,000
				橋りょう補修・補強事業債	△ 3,200
				道路整備・維持補修事業債	△ 15,800
				緊急浚渫推進事業債	△ 1,000
	教育債	251,100	△ 16,700	第二小学校整備事業債	△ 1,600
				町立中学校施設整備事業債	△ 23,200
				町立幼稚園整備事業債	8,100
歳入合計		17,580,909	△ 420,197		

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明	
議会費	議会費	132,647	△ 5,250	人件費	△ 2,793
				議員研修講師謝礼	△ 30
				議員調査研修	△ 283
				特別旅費	△ 77
				事務用消耗品	△ 10
				インターネット回線使用料	△ 54
				本会議・常任委員会等反訳料	△ 1,329
				駐車料	△ 4
				有料道路通行料	△ 4

				電子複写機借上	△ 88
				車両借上	△ 266
				電算機器等借上	△ 312
	一般管理費	618,375	18,255	人件費	21,190
				職員研修講師謝礼	△ 100
				旅費	△ 512
				事務用消耗品	△ 1,046
				郵便料	△ 45
				職員採用試験業務	△ 445
				職員昇格試験業務	△ 35
				各種職員健康診断	△ 220
				郵便物持ち込み業務	△ 366
				タイムレコーダー保守業務	△ 46
				各種研修会参加等負担	△ 120
	財産管理費	401,366	△ 6,653	電話使用料	△ 1,960
				廃家電リサイクル料	△ 30
				備品処分等業務	△ 3,870
				物品等撤去処分業務	△ 782
				学童保育室等施設（桜井二丁目地内）月額費用負担金	△ 11
	防災計画費	76,994	2,013	防災情報システム回線使用料	△ 43
				防災行政無線設備移設工事	△ 881
				防災用備品	2,937
				電算事務用消耗品	△ 900
				自治体クラウド改修業務	△ 102
				電算機器設定業務	△ 759
				新庁舎移転対応業務	△ 1,622

電算処理費	892,769	△ 247,748	標準化対応業務	△ 195,302
			A Dサーバー関連業務	△ 429
			グループウェア関連業務	△ 2,200
			L G W A N 関連業務	△ 730
			自治体クラウド使用料	△ 2,338
			サービス使用料	△ 312
			A I - O C R ・ R P A 使用料	△ 497
			ガバメントクラウド使用料	△ 24,950
			電算機器等借上	△ 17,607
財務会計費	39,218	△ 439	町封筒	△ 12
			電子複写機借上	△ 340
			事務用備品	△ 87
企画費	4,119	△ 256	出展者謝礼	△ 100
			旅費	△ 36
			駐車料	△ 63
			大阪・関西万博会場出展負担金	△ 57
広報費	21,643	△ 3,681	広報しまもと・議会だより等	△ 3,656
			郵便料	△ 22
			電子複写機借上	△ 3
自治推進費	7,071	△ 620	人件費	△ 113
			旅費	△ 4
			郵便料	△ 5
			電子複写機借上	△ 7
			自治会	△ 391
			自治会集会所 A E D 設置	△ 100

総務費	人権推進費	4,305	△ 150	人件費	
	人権文化センター費	79,659	△ 9,461	施設除草	△ 213
				人権文化センター改修工事	△ 9,248
	財政調整基金等積立金	515,814	33,951	各基金収益金積立て	△ 1,265
				財政調整基金積立て (子育て支援協力金分)	8,000
				減債基金積立て	27,216
	ふれあいセンター管理費	195,487	△ 7,251	ふれあいセンター照明器具等LED更新工事	
	税務総務費	132,087	△ 4,266	人件費	△ 2,170
				旅費	△ 40
			封筒等	△ 190	
			納付書等諸用紙	△ 406	
			固定資産税(家屋)評価システム移設業務	△ 1,217	
			電子複写機借上	△ 100	
			大阪府域地方税徴収機構	△ 31	
			研修会参加負担金	△ 8	
			地方税共同機構	△ 104	
賦課徴収費	30,168	△ 3,049	納付書等諸用紙	△ 1,315	
			封筒等	△ 48	
			納付書、督促状等郵送料	△ 600	
			コンビニ収納・アプリ決済代行業務	△ 165	
			登記履歴管理・課税連携システム標準化対応業務	△ 921	
			人件費	230	
			旅費	△ 30	
			事務用消耗品	△ 79	

戸籍住民基本台帳費	143,768	5,370	郵便料	△ 300
			旅券発給事務	588
			住民基本台帳ネットワークシステム管理	2,750
			戸籍システム改修業務	1,848
			戸籍システム関係移転業務	△ 165
			住民基本台帳ネットワークシステム関係移転業務	△ 392
			戸籍事務内連携サーバー関係移転業務	△ 48
			在留関係情報連携端末移転業務	△ 110
			コンビニ交付システム改修業務	1,078
町長及び町議会議員選挙費	32,833	△ 14,044	人件費	△ 1,303
			選挙協力報償	△ 2
			旅費	△ 56
			事務用消耗品	△ 151
			刊行図書	△ 8
			マイクロバス燃料	△ 2
			選挙賄	△ 30
			選挙公報	△ 143
			備品修理	△ 50
			郵便料	△ 1,739
			公報等宅配業務	△ 22
			鍵開閉等業務	△ 13
			公営個人演説会場使用料	△ 19
			投開票所机・椅子等借上	△ 321
			電子複写機借上	△ 8
不在者投票取扱事務交付金	△ 53			

			選挙公営交付金	△ 10,124
参議院議員選挙費	18,643	△ 2,537	人件費	△ 1,552
			選挙協力報償	△ 2
			旅費	△ 37
			啓発用消耗品	△ 20
			刊行図書	△ 4
			選挙賄	△ 1
			投票所入場券等	△ 45
			啓発チラシ	△ 262
			備品修理	△ 32
			郵便料	△ 230
			臨時電話使用料	△ 1
			黒布等クリーニング	△ 11
			ポスター掲示場作製等 業務	△ 37
			鍵開閉等業務	△ 15
			公営個人演説会場使用 料	△ 19
			投開票所机・椅子等借 上	△ 212
電子複写機借上	△ 56			
投開票所備品	△ 1			
諸統計費	24,068	△ 120	調査協力謝礼	△ 22
			旅費	△ 22
			統計事務消耗品	△ 23
			郵便料	△ 7
			電話回線増設工事	△ 46
			人件費	△ 750
			旅費	△ 12

民生費	社会福祉総務費	328,823	△ 2,150	住居確保給付金	△ 1,396
				障害者福祉費国庫負担金返還金	5
				障害者福祉費府負担金返還金	3
	障害者福祉費	1,264,850	△ 2,028	人件費	22
				講師謝礼	△ 50
				障害者グループホーム開設支援事業補助金	△ 2,000
	高齢者福祉費	30,148	587	高齢者祝品	△ 36
				電子複写機借上	△ 7
				年長者単位クラブ	△ 148
				年長者クラブ連合会	△ 16
				外国人高齢者福祉金	△ 30
				移送サービス	974
				補聴器購入助成	△ 150
	国民健康保険費	296,328	△ 4,154	国民健康保険事業特別会計繰出し	3,583
			国民健康保険基盤安定繰出し	△ 7,737	
後期高齢者医療費	561,982	△ 4,018	人件費	△ 1,827	
			大阪府後期高齢者医療広域連合事務負担金	△ 5,698	
			前年度後期高齢者医療療養給付費負担金精算金	7,109	
			後期高齢者医療基盤安定繰出し	△ 3,602	
介護保険費	506,509	△ 9,667	電算機器移設業務	△ 240	
			介護保険事業特別会計繰出し	△ 9,427	
福祉医療助成費	268,754	12,000	子ども医療		
児童福祉総務費	338,796	△ 110	人件費		
			人件費	25	

	ひとり親家庭福祉費	132,131	△ 22,128	ひとり親家庭高等職業訓練促進助成 児童扶養手当 母子生活支援施設措置費	△ 1,275 △ 16,828 △ 4,050
	児童手当費	854,908	△ 54,940	児童手当	
	生活保護総務費	85,970	△ 300	生活保護システム保守業務	
衛生費	保健衛生総務費	149,588	290	人件費	
	保健ヘルス事業費	72,647	△ 825	システム改修業務	
	母子保健事業費	111,433	1,582	人件費 保健衛生費国庫補助金 返還金	1,339 243
	予防費	152,249	△ 268	予防接種手帳等	
	生活環境総務費	38,668	△ 390	人件費 空地除草	△ 300 △ 90
	環境保全費	10,686	△ 853	人件費 旅費 水質分析業務 地下水観測井水位測定 業務	△ 135 △ 9 △ 627 △ 82
	清掃総務費	25,971	△ 190	人件費	
農林水産業費	農業委員会費	2,159	△ 123	人件費	
	農業総務費	27,116	△ 1,470	人件費	
	林業振興費	8,596	△ 32	旅費	
土木費	土木総務費	95,239	11	人件費	
	河川維持費	18,462	△ 2,663	水無瀬川除草 河川・水路浚渫工事	△ 1,712 △ 951
	都市計画総務費	91,037	△ 2,150	人件費	
				消防団員退職報償金 旅費	100 △ 45

消防費	非常備消防費	23,010	△ 267	消防訓練賄	△ 8
				車両借上	△ 47
				出初式用備品借上	△ 172
				消防ホース等	△ 95
消防費	常備消防費	777,941	△ 2,992	人件費	△ 2,420
				旅費	△ 80
				インフルエンザ予防接種等	△ 132
				多言語通話サービス	△ 57
				冷暖房機保守点検業務	△ 73
				昇任試験委託業務	△ 70
				建築物定期報告業務	△ 60
電子複写機借上	△ 100				
消防施設費	2,620	△ 145	消防庁舎受変電設備改修工事設計業務		
事務局費	250,363	△ 642	人件費	385	
			教職員研修講師謝礼	△ 242	
			指導協力者派遣謝礼	△ 585	
			奨学資金	△ 200	
放課後子ども支援費	236,961	△ 10,080	費用弁償	△ 474	
			放課後児童健全育成事業補助	△ 4,239	
			長時間開所加算補助	△ 1,013	
			放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）補助	△ 1,315	
			放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助	△ 612	
			放課後児童支援員等処遇改善事業補助	△ 264	
放課後児童クラブ送迎支援加算補助	△ 536				

教育費				開所日数加算補助	△ 700
				放課後児童クラブ育成 支援体制強化事業補助	△ 977
				事業継続支援事業補助	50
	学校管理費 (小学校)	684,340	△ 748	旅費	△ 968
				町立第二小学校北館校 舎長寿命化改修工事監 理業務	220
	学校管理費 (中学校)	366,688	△ 23,490	旅費	△ 579
				町立中学校受変電設備 改修工事	△ 22,911
	幼稚園費	221,401	△ 27,277	人件費	△ 3,860
				町立第一幼稚園空調設 備更新工事	13,596
				施設等利用給付費	△ 16,165
			施設型給付費	△ 20,848	
社会教育総務費	98,263	△ 311	生涯学習課活動室修理	△ 55	
			電子複写機借上	△ 256	
青少年費	2,537	△ 386	青少年指導員謝礼		
文化財保護費	33,833	△ 2,891	遺跡範囲確認調査作業等業務		
生涯学習費	3,139	△ 1,066	文化祭事業実行委員会		
スポーツ推進費	54,371	△ 9,977	人件費	△ 727	
			ボーリング調査業務	△ 7,508	
			町民スポーツ実行委員 会	△ 1,462	
			淀川河川公園（島本地 区）テニスコート利用 補助	△ 280	
歳出合計	17,580,909	△ 420,197			

【人件費の補正】

1,349千円（報酬 △2,135千円、給料 △8,090、職員手当 13,010千円、
共済費 △1,436千円）

【継続費】

〔設 定〕

- 第二小学校北館校舎長寿命化改修事業
期 間：令和7年度から令和9年度まで
総額：466,774千円

【繰越明許費の補正】

〔追 加〕

- タイムレコーダー導入事業
2,814 千円

- 防災用備品購入
2,937 千円

- 大阪府衛星無線等再整備事業
11,458 千円

- 戸籍附票システム改修業務委託
1,848 千円

- 振り仮名法改正対応業務委託
2,750 千円

- コンビニ証明証発行システム改修業務委託
1,078 千円

- 第二保育所LED化工事
6,142 千円

- 第一幼稚園LED化工事
11,848 千円

- 第一幼稚園空調設備更新工事
13,596 千円

【債務負担行為の補正】

〔廃 止〕

- 第二小学校北館校舎長寿命化改修事業
期 間：令和7年度から令和8年度まで
限度額：466,290千円

第6号議案 令和7年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,285,058 千円
	補正後	3,277,017 千円
歳入歳出予算	補正額	△ 8,041 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国民健康保険料	一般被保険者国民健康保険料	592,320	△ 172	医療給付費分現年分 △ 129 後期高齢者支援金分現年分 △ 43
府支出金	保険給付費等交付金	2,327,312	△ 5,178	普通交付分 △ 5,178
繰入金	一般会計繰入金	295,452	△ 4,154	保険基盤安定繰入金 △ 7,843 未就学児均等割保険料繰入金 106 職員給与費等繰入金 △ 863 産前産後保険料繰入金 66 出産育児一時金繰入金 △ 2,000 財政安定化支援事業繰入金 6,380
	財政調整基金繰入金	3,264	1,463	国保財政調整基金繰入金
歳入合計		3,285,058	△ 8,041	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	79,434	△ 863	事務消耗品 △ 250
				帳票印刷 △ 267

				納付書外印刷	△ 346
保険給付費	出産育児一時金	6,000	△ 3,000	出産育児一時金の支給	
	葬祭費	3,000	△ 900	葬祭費の支給	
保健事業費	特定健康診査等事業費	28,517	△ 991	事務消耗品	△ 217
				啓発用冊子	△ 209
				郵便料	△ 362
				特定健康診査手数料	△ 203
疾病予防費	14,328	△ 2,287	郵便料	△ 467	
			人間ドック助成	△ 1,820	
歳出合計		3,285,058	△ 8,041		

第7号議案 令和7年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	780,659 千円
	補正後	777,057 千円
歳入歳出予算	補正額	△ 3,602 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	保険基盤安定繰入金	102,592	△ 3,602	保険基盤安定繰入金
歳入合計		780,659	△ 3,602	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療広 域連合納付金	757,671	△ 3,602	保険基盤安定負担金
歳出合計		780,659	△ 3,602	

第8号議案 令和7年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

議案の概要

歳入歳出総額	補正前	3,395,492 千円
	補正後	3,321,077 千円
歳入歳出予算	補正額	△ 74,415 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	介護給付費負担金	550,571	△ 11,560	介護給付費負担金（現年度分）
	調整交付金	60,678	26,604	財政調整交付金
	地域支援事業交付金	43,844	△ 3,178	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） △ 2,438 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） △ 740
支払基金交付金	介護給付費交付金	804,368	△ 16,280	介護給付費交付金（第2号被保険者分）
	地域支援事業支援交付金	25,498	△ 3,291	地域支援事業支援交付金（第2号被保険者分）
府支出金	介護給付費負担金	424,880	△ 8,037	介護給付費負担金（現年度分）
	地域支援事業交付金	24,283	△ 1,890	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） △ 1,523 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） △ 367
財産収入	利子及び配当金	125	155	基金利子収入
繰入金	介護給付費繰入金	375,173	△ 7,537	介護給付費繰入金
	地域支援事業繰入金	24,283	△ 1,890	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） △ 1,523 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） △ 367
	介護保険給付準備基金繰入金	111,310	△ 47,511	介護保険給付準備基金繰入金
歳入合計		3,395,492	△ 74,415	

〔歳 出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
保険給付費	介護サービス等諸費	2,765,466	△ 70,300	審査支払手数料 △ 300 居宅介護サービス等給付費 △ 70,000
	介護予防サービス等諸費	91,636	20,230	居宅介護予防サービス等給付費
	高額介護サービス費	79,688	2,440	高額介護サービス費
	高額介護予防サービス費	300	△ 240	高額介護予防サービス費
	高額医療合算介護サービス費	19,504	△ 2,180	高額医療合算介護サービス費
	給付準備費	115,369	155	介護保険給付準備基金積立(利子分)
	特定入所者介護サービス費	44,390	△ 10,000	特定入所者介護サービス費
	特定入所者介護予防サービス費	300	△ 250	特定入所者介護予防サービス費
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	83,785	△ 10,360	審査支払手数料 △ 110
				委託料 生活支援サービス △ 250
				負担金 生活支援サービス △ 10,000
	介護予防ケアマネジメント事業費	9,063	△ 1,500	介護予防ケアマネジメント事業費
	一般介護予防事業費	1,592	△ 330	一般介護予防事業支援業務
	包括的支援事業費	60,816	△ 778	講師謝礼 △ 65
				パンフレット等 △ 713
	任意事業費	4,043	△ 1,152	介護相談員報償金 △ 51
				封筒等 △ 25
				郵便料・傷害保険 △ 306
紙おむつ代給付・成年後見人等報酬助成 △ 636				
				研修会受講料 △ 134
諸支出金	一般会計繰出金	20,152	△ 150	一般会計繰出し
歳出合計		3,395,492	△ 74,415	

第9号議案 令和7年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	692,200 千円	652,653 千円
補正後	694,000 千円	653,033 千円
補正額	1,800 千円	380 千円

〔収 入〕 (款) 水道事業収益

(単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業外収益	下水道受託収益	14,615	1,800	下水道使用料徴収及び収納事務受託料
収入合計		692,200	1,800	

〔支 出〕 (款) 水道事業費用

(単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業費用	配水及び給水費	51,818	380	山崎加圧ポンプ場外 4カ所電気使用料 20 山崎加圧ポンプ場外 3カ所動力費 360
支出合計		652,653	380	

第10号議案 令和7年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	997,800 千円	917,569 千円
補正後	1,057,800 千円	920,477 千円
補正額	60,000 千円	2,908 千円

〔収 入〕 (款) 下水道事業収益 (単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業収益	下水道使用料	487,141	60,000	下水道使用料
収入合計		997,800	60,000	

〔支 出〕 (款) 下水道事業費用 (単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
営業費用	業務費	15,712	1,800	使用料徴収業務委託（公共下水道事業）
営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	53,740	1,108	企業債利息（地方公共団体金融機構）
支出合計		917,569	2,908	

【資本的收入及び支出】

	収 入	支 出
補正前	589,800 千円	971,773 千円
補正後	605,600 千円	985,751 千円
補正額	15,800 千円	13,978 千円

〔収 入〕 (款) 資本的收入

(単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
企業債	企業債	226,700	15,800	流域下水道事業債
収入合計		589,800	15,800	

〔支 出〕 (款) 資本の支出

(単位：千円)

項	目	補正前	補正額	主な説明
建設改良費	流域下水道建設負担金	45,814	13,978	淀川右岸流域下水道建設負担金
支出合計		971,773	13,978	

第 1 1 号議案 島本町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
の制定について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

1 提案理由

乳児等通園支援事業の実施に伴い、子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 3 項の規定による特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

2 議案の概要

(1) 趣旨（第 1 条関係）

条例がどのような事項を規定しているかについて規定する。

(2) 一般原則（第 2 条関係）

特定乳児等通園支援事業の保証されるべき事項や理念について規定する。

(3) 暴力団の排除（第 3 条関係）

事業者が暴力団関係者であってはならないことについて規定する。

(4) 利用定員に関する基準（第 4 条関係）

特定乳児等通園支援事業の利用定員について規定する。

(5) 面談（第 5 条関係）

事業者が初めて利用する乳幼児に対して支援を提供しようとするときに行う面談について規定する。

(6) 正当な理由のない提供拒否の禁止（第 6 条関係）

事業者が正当な理由なく提供を拒否することの禁止について規定する。

(7) あっせん及び要請に対する協力（第 7 条関係）

市町村が行うあっせん及び要請に対する対応について規定する。

(8) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認（第 8 条関係）

利用乳幼児の保護者から支給認定証の提示を受けた際に、それを確認する

ことについて規定する。

(9) 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第9条関係）

支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合、事業者はその申請に必要な援助を行わなければならないことについて規定する。

(10) 心身の状況等の把握（第10条関係）

提供に当たって利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等の把握に努めることについて規定する。

(11) 特定教育・保育施設等との連携（第11条関係）

利用乳幼児に関して特定教育・保育施設等と密接に連携することについて規定する。

(12) 特定乳児等通園支援の提供の記録（第12条関係）

支援の提供に関する記録について規定する。

(13) 支払（第13条）

事業者が受けることができる費用の支払について規定する。

(14) 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第14条関係）

支払に関する保護者への通知又は提供証明書の交付について規定する。

(15) 特定乳児等通園支援の取扱方針（第15条関係）

支援を提供するに当たっての方針について規定する。

(16) 特定乳児等通園支援に関する評価等（第16条関係）

提供する支援に対する評価等を受けることについて規定する。

(17) 相談及び援助（第17条関係）

利用乳幼児及びその保護者からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うことについて規定する。

(18) 緊急時等の対応（第18条関係）

支援提供時に発生した緊急時等への対応について規定する。

(19) 乳児等支援給付認定保護者に関する町長への通知（第19条関係）

利用乳幼児の保護者の不正を把握したときの対応について規定する。

(20) 運営規程（第20条関係）

運営についての重要事項に関する規程について規定する。

(21) 勤務体制の確保等（第21条関係）

- 職員の勤務体制を定めることについて規定する。
- (22) 利用定員の遵守（第 22 条関係）
利用定員を超えた支援の提供の禁止について規定する。
- (23) 掲示等（第 23 条関係）
事業所の選択に資する情報の掲示について規定する。
- (24) 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第 24 条関係）
利用乳幼児に対する差別的取扱いの禁止について規定する。
- (25) 虐待等の禁止（第 25 条関係）
利用乳幼児に対する虐待の禁止について規定する。
- (26) 秘密保持等（第 26 条関係）
守秘義務について規定する。
- (27) 情報の提供等（第 27 条関係）
支援の内容に関する適切な情報を提供することについて規定する。
- (28) 利益供与等の禁止（第 28 条関係）
事業者又は利用者の紹介への対償として財産上の利益を供与又は收受することの禁止について規定する。
- (29) 苦情解決（第 29 条関係）
苦情に対する措置及び対応について規定する。
- (30) 地域との連携等（第 30 条関係）
事業者の地域交流について規定する。
- (31) 事故発生の防止及び発生時の対応（第 31 条関係）
事故発生又はその再発防止及び事故発生時の対応について規定する。
- (32) 会計の区分（第 32 条関係）
事業の会計について規定する。
- (33) 記録の整備等（第 33 条関係）
事業に関する記録の整備について規定する。
- (34) 電磁的記録等（第 34 条関係）
記録等を書面で行うことが想定されている事項を書面に代えて電磁的記録で行うことについて規定する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 1 2 号議案 島本町職員旅費条例の全部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正内容等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 目的（第 1 条関係）

本条例は、旅費に関する基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とするもの。

(2) 定義（第 2 条関係）

本条例において使用する「職員」の意義を定めるもの。

(3) 旅費の支給（第 3 条関係）

職員又は職員以外の者に旅費を支給する基準について定めるもの。

(4) 旅費の種目（第 4 条関係）

支給する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当とするもの。

(5) 旅費の計算（第 5 条関係）

旅費を計算するに当たっては、原則として、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により旅行した場合によって行うもの。

(6) 鉄道賃（第 6 条関係）

鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃等の合計額とするもの。

(7) 船賃（第 7 条関係）

船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃等の合計額とするもの。

(8) 航空賃（第 8 条関係）

航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃等の合計額とするもの。

(9) その他の交通費（第 9 条関係）

ア その他の交通費は、バス、タクシー等を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃等の合計額とするもの。

イ 職員が私有の自動車等を使用して移動する場合のその他の交通費の額は、規則で定める額とするもの。

(10) 宿泊費（第 10 条関係）

宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、原則として、地域の実情を勘案して規則で定める額とするもの。

(11) 宿泊手当（第 11 条関係）

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とするもの。

(12) 外国旅行の旅費（第 12 条関係）

外国旅行の旅費は、国家公務員の例に準じ、その都度任命権者が町長と協議して定めるもの。

(13) 旅費の支給額の上限（第 13 条関係）

旅費の支給額は、各費用について、本条例の各規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とするもの。

(14) 国等から旅費の支給を受ける場合（第 14 条関係）

国等から旅費の支給を受ける場合は、原則として、旅費を支給しないこととするもの。

(15) 旅費の返納（第 15 条関係）

町長は、旅行者が本条例等の規定に違反して旅費の支給等を受けた場合には、当該旅費等を返納させなければならないもの。この場合において、返納に代えて、支払う給与等の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができるもの。

(16) 委任（第 16 条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるもの。

(17) 経過措置（附則第2項から第4項まで関係）

新条例と旧条例の適用区分等に係る経過措置について定めるもの。

(18) 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正等（附則第5項から第9項まで関係）

本条例による全部改正に伴い、次に掲げる関係条例についてそれぞれ規定を整理するもの。

- ・ 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例
- ・ 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ・ 島本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

3 施行期日

令和8年4月1日

第 13 号議案 証人等の費用弁償に関する条例の全部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

実費弁償の支給対象者を明確にするとともに、島本町職員旅費条例の改正内容を踏まえて整理するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 趣旨（第 1 条関係）

本条例は、地方自治法等の法令の規定に基づいて、町の機関の求めにより出頭し、又は参加した証人等の実費弁償に関し必要な事項を定めるもの。

(2) 実費弁償（第 2 条関係）

- ア 証人等には、実費弁償として日額 7,500 円を支給し、町外からの証人等には、加えて島本町職員等旅費条例の例により旅費を支給するもの。
- イ 町から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、実費弁償を支給しないこととするもの。

(3) 支給方法（第 3 条関係）

実費弁償は、その都度支給するもの。

(4) 委任（第 4 条関係）

本条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるもの。

(5) 経過措置（附則第 2 項関係）

本条例の施行日前における証人等については、なお従前の例によるもの。

(6) 島本町固定資産評価審査委員会条例の一部改正（附則第 3 項関係）

本条例による全部改正に伴い、規定を整理するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 1 4 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

柔軟な働き方ができる職場環境の推進を図り、フレックスタイム制を導入し、及び子育て部分休暇を創設するとともに、労働環境の改善を図り、週休日又は休日の勤務時間の一部について振替又は代休日指定をできるようにするため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

ア フレックスタイム制による勤務時間の割振りについて定めるもの（第 3 条関係）。

イ 週休日の振替について、勤務日の勤務時間の一部をもって行うことができるように改めるもの（第 5 条関係）。

ウ フレックスタイム制の導入に伴い、休憩時間の基準について別段の定めをすることができる場合を整理するもの（第 6 条関係）。

エ 代休日の指定について、勤務日の勤務時間の一部をもって行うことができるように定めるもの（第 1 1 条関係）。

オ 休暇の種類に子育て部分休暇を加えるもの（第 1 2 条関係）。

カ 子育て部分休暇の内容について定めるとともに、当該休暇を無給休暇とするもの（第 1 6 条の 3 関係）。

キ 子育て部分休暇については、任命権者の承認を受けなければならないものとするもの（第 1 7 条関係）。

ク その他規定を整理するもの。

(2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 育児短時間勤務をする職員がフレックスタイム制を利用する場合におけ

る条例で定める勤務の形態について加えるもの（第10条関係）。

イ 第1号部分休業を承認する場合において、その承認する時間の減算対象となる休暇に第1号子育て部分休暇等を加えるもの。また、第1号子育て部分休暇等を承認する職員に対する部分休業の承認については、第1号部分休業のみとするもの（第18条関係）。

ウ 第2号部分休業を承認する場合においては、第2号子育て部分休暇等を承認した時間を減算して行うもの。また、第2号子育て部分休暇等を承認する職員に対する部分休業の承認については、第2号部分休業のみとするもの（第18条の2関係）。

エ その他規定を整理するもの。

(3) 島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条関係）

ア 給与額の減額対象となる休暇の種類に子育て部分休暇を加えるもの（第16条関係）。

イ その他規定を整理するもの。

(4) (1)の一部改正に伴い、一般職の職員の給与に関する条例について規定を整理するもの（附則第2項関係）。

3 施行期日

令和8年4月1日

第 15 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

令和 7 年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

2 議案の概要

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 自動車等使用及び交通機関等・自動車等併用に係る通勤手当の額の上限を引き上げるとともに、自動車等の使用距離区分ごとの通勤手当の額を規則で定めるもの（第 21 条の 2 第 2 項関係）。

イ 自動車等・駐車場等併用に係る通勤手当の額を定めるもの（第 21 条の 2 第 3 項関係）。

ウ 支給単位期間の最初の月に通勤手当を支給することが困難な場合にあっては、その翌月に通勤手当を支給するもの（第 21 条の 2 第 4 項関係）。

エ その他規定を整理するもの。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 地域手当の支給割合について、段階的引上げに係る経過措置として、令和 8 年度中は 100 分の 11 とするもの（附則第 6 項関係）。

イ その他規定を整理するもの。

(3) (1)の一部改正に伴い、島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について規定を整理するもの（附則第 2 項関係）。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 16 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を新設するため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 特殊勤務手当の種類に災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当を加えるもの（第 2 条関係）。
- (2) 災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の支給要件及び支給額について定めるもの（第 6 条関係）。
- (3) その他規定を整理するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 17 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

議案提出課 総合政策部 人事課

1 提案理由

令和 7 年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

- (1) 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

通勤に係る費用弁償を支給する第 1 号会計年度任用職員の要件に自動車等・駐車場等併用に係る区分を加えるとともに、当該費用弁償の 1 か月当たりの額の上限を引き上げるもの。

- (2) 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第 2 条関係）

地域手当相当額の支給割合について、段階的引上げに係る経過措置として、令和 8 年度中は 100 分の 11 とするもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 1 8 号 議案 島本町立学童保育室設置条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 教育総務課

1 提案理由

学童保育室のおやつを提供から、家庭からの持参に変更することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

学童保育室保育料（おやつ代 1, 5 0 0 円）を見直しすることに伴い、所要の規定を整備するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 19 号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

1 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

(1) 子ども・子育て支援納付金の賦課を行う。

ア 保険料の賦課額（第 11 条関係）

イ 子ども・子育て支援納付金賦課総額（第 15 条の 11 関係）

ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額（第 15 条の 12 関係）

エ 子ども・子育て支援納付金所得割額の算定（第 15 条の 13 関係）

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率（第 15 条の 14 関係）

カ 子ども・子育て支援納付金賦課限度額（第 15 条の 15 関係）

キ 18 歳未満の均等割額の減額（第 20 条の 5 関係）

(2) 国民健康保険料の軽減判定所得を次のとおり拡大する（第 20 条関係）。

ア 5 割軽減対象所得

（現 行） 43 万円 + 30 万 5,000 円 × 被保険者数

（改正後） 43 万円 + 31 万円 × 被保険者数

イ 2 割軽減対象所得

（現 行） 43 万円 + 56 万円 × 被保険者数

（改正後） 43 万円 + 57 万円 × 被保険者数

(3) その他文言の整理を行うもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 2 0 号 議案 島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案提出課 消防本部 管理課

1 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第21号議案 島本町奨学資金条例の廃止について

議案提出課 教育こども部 教育総務課

1 提案理由

国や大阪府における高校授業料の無償化制度の創設・拡充及び近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

2 議案の概要

国や大阪府において、高等学校等就学支援金制度、私立高等学校等授業料支援補助金制度及び高校授業料の無償化制度が創設・拡充されたこと並びに近年の利用状況を勘案し、廃止するもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

第22号議案 令和8年度島本町一般会計予算

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額（8年度）	17,403,000千円
（7年度）	16,569,000千円
（比較）	834,000千円

〔歳入〕

(単位：千円、%)

款項	8年度	7年度	増減額	前年度比
町 税	5,734,267	5,089,230	645,037	112.7
町民税	3,022,067	2,401,739	620,328	125.8
(個人)	2,168,239	1,895,619	272,620	114.4
(法人)	853,828	506,120	347,708	168.7
固定資産税	2,126,485	2,113,998	12,487	100.6
軽自動車税	37,680	39,066	△ 1,386	96.5
町たばこ税	121,818	118,591	3,227	102.7
特別土地保有税	0	1	△ 1	0.0
都市計画税	426,217	415,835	10,382	102.5
地方譲与税	58,282	58,282	0	100.0
地方揮発油譲与税	10,000	12,000	△ 2,000	83.3
自動車重量譲与税	43,000	41,000	2,000	104.9
森林環境譲与税	5,282	5,282	0	100.0
利子割交付金	14,000	11,000	3,000	127.3
配当割交付金	65,000	47,000	18,000	138.3
株式等譲渡所得割交付金	85,000	75,000	10,000	113.3
法人事業税交付金	71,000	70,000	1,000	101.4
地方消費税交付金	780,000	772,000	8,000	101.0
地方消費税交付金	298,000	296,000	2,000	100.7
社会保障財源交付金	482,000	476,000	6,000	101.3
ゴルフ場利用税交付金	43,000	40,000	3,000	107.5
環境性能割交付金	0	17,000	△ 17,000	0.0
地方特例交付金	56,000	40,000	16,000	140.0

款項	8年度	7年度	増減額	前年度比
地方交付税	2,353,000	1,646,000	707,000	143.0
(普通交付税)	2,200,000	1,510,000	690,000	145.7
(特別交付税)	153,000	136,000	17,000	112.5
交通安全対策特別交付金	3,000	3,000	0	100.0
分担金及び負担金	2,328	2,266	62	102.7
使用料及び手数料	316,564	302,595	13,969	104.6
使用料	281,273	267,264	14,009	105.2
手数料	35,291	35,331	△ 40	99.9
国庫支出金	3,096,793	2,963,917	132,876	104.5
国庫負担金	2,603,791	2,249,122	354,669	115.8
国庫補助金	486,142	689,752	△ 203,610	70.5
国庫委託金	6,860	25,043	△ 18,183	27.4
府支出金	1,466,380	1,314,216	152,164	111.6
府負担金	957,274	891,807	65,467	107.3
府補助金	436,771	336,572	100,199	129.8
府委託金	72,335	85,837	△ 13,502	84.3
財産収入	12,553	10,452	2,101	120.1
寄附金	401,522	401,032	490	100.1
繰入金	1,454,295	2,521,159	△ 1,066,864	57.7
諸収入	118,016	205,551	△ 87,535	57.4
延滞金、加算金及び過料	1,000	3,000	△ 2,000	33.3
町預金利子	25	12	13	208.3
貸付金返還収入	837	837	0	100.0
雑入	116,154	201,702	△ 85,548	57.6
町債	1,272,000	979,300	292,700	129.9
歳入合計	17,403,000	16,569,000	834,000	105.0

〔歳出〕

(単位：千円、%)

款項	8年度	7年度	増減額	前年度比
議会費	130,635	131,874	△ 1,239	99.1
総務費	3,109,863	3,081,086	28,777	100.9
総務管理費	2,805,049	2,705,274	99,775	103.7
徴税費	177,247	161,581	15,666	109.7
戸籍住民基本台帳費	118,129	140,723	△ 22,594	83.9
選挙費	7,447	48,658	△ 41,211	15.3
統計調査費	1,151	24,000	△ 22,849	4.8
監査委員費	840	850	△ 10	98.8
民生費	7,385,528	6,658,860	726,668	110.9
社会福祉費	3,296,805	3,107,946	188,859	106.1
児童福祉費	3,752,646	3,200,369	552,277	117.3
生活保護費	336,076	350,544	△ 14,468	95.9
災害救助費	1	1	0	100.0
衛生費	1,294,109	1,133,800	160,309	114.1
保健衛生費	514,364	455,834	58,530	112.8
環境衛生費	55,318	48,845	6,473	113.3
清掃費	724,427	629,121	95,306	115.1
農林水産業費	66,180	64,983	1,197	101.8
商工費	250,443	249,861	582	100.2
土木費	1,025,018	937,870	87,148	109.3
土木管理費	153,024	140,951	12,073	108.6
道路橋りょう費	130,681	104,929	25,752	124.5
河川費	16,059	15,722	337	102.1
都市計画費	645,387	610,195	35,192	105.8
住宅費	28,257	18,414	9,843	153.5
交通防犯対策費	51,610	47,659	3,951	108.3
消防費	710,805	784,494	△ 73,689	90.6
教育費	1,982,959	2,299,563	△ 316,604	86.2
教育総務費	483,456	484,748	△ 1,292	99.7
小学校費	536,320	877,897	△ 341,577	61.1
中学校費	493,127	462,054	31,073	106.7
幼稚園費	192,333	230,994	△ 38,661	83.3
社会教育費	277,723	243,870	33,853	113.9
災害復旧費	22,024	22,024	0	100.0
公債費	1,410,436	1,189,585	220,851	118.6
予備費	15,000	15,000	0	100.0
歳出合計	17,403,000	16,569,000	834,000	105.0

【債務負担行為の設定】

○大阪府知事・府議会議員選挙事業

期 間：令和8年度から令和9年度

限度額：6,154千円

○福祉ふれあいバス賃貸借

期 間：令和8年度から令和9年度

限度額：2,151千円

○令和8・9年度島本町清掃工場改修事業

期 間：令和8年度から令和9年度

限度額：371,244千円

○令和9・10年度空き瓶等の選別及び再資源化業務委託

期 間：令和8年度から令和9年度

限度額：9,092千円

○英語によるコミュニケーション能力育成業務委託

期 間：令和8年度から令和11年度

限度額：30,877千円

○オンライン学習による英語コミュニケーション能力育成業務委託

期 間：令和8年度から令和11年度

限度額：30,902千円

○図書館雑誌購入

期 間：令和8年度から令和9年度

限度額：2,025千円

○新体育館等整備事業

期 間：令和8年度から令和11年度

限度額：4,114,866千円

○新体育館等整備事業モニタリング支援事業

期 間：令和8年度から令和11年度

限度額：23,100千円

第23号議案 令和8年度島本町土地取得事業特別会計予算

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

歳入歳出総額（令和8年度）	280,000 千円
歳入歳出総額（令和7年度）	278,000 千円
（比較）	2,000 千円

〔歳入〕

（単位：千円、％）

款	項	8年度	7年度	増減額	前年度比
財産収入	財産運用収入	1,449	1,449	0	100.0
繰入金	基金繰入金	278,551	276,551	2,000	100.7
歳入合計		280,000	278,000	2,000	100.7

〔歳出〕

（単位：千円、％）

款	項	8年度	7年度	増減額	前年度比
公共用地先行取得費	公共用地先行取得費	278,551	276,551	2,000	100.7
諸支出金	土地開発基金費	1,449	1,449	0	100.0
歳出合計		280,000	278,000	2,000	100.7

第24号議案 令和8年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	(8年度)	2,855,751 千円
	(7年度)	3,200,927 千円
	(比較)	△ 345,176 千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
国民健康保険料	国民健康保険料	586,852	592,320	△ 5,468	保険料
使用料及び手数料	手数料	1	1	0	督促手数料
府支出金	府補助金	1,979,428	2,329,480	△ 350,052	保険給付費等交付金
財産収入	財産運用収入	320	304	16	基金利子収入
繰入金	一般会計繰入金	285,234	274,497	10,737	保険基盤安定繰入金
	基金繰入金	3,125	3,264	△ 139	財政調整基金繰入金
諸収入	延滞金、加算金及び過料	1	1	0	延滞金
	雑入	790	1,060	△ 270	検診個人徴収金
歳入合計		2,855,751	3,200,927	△ 345,176	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
総務費	総務管理費	71,104	58,795	12,309	人件費等
	徴収費	2,373	2,246	127	会計年度任用職員報酬
	運営協議会費	178	265	△ 87	特別職非常勤職員報酬
保険給付費	療養諸費	1,652,939	1,987,228	△ 334,289	医療費
	高額療養費	239,250	287,673	△ 48,423	高額療養費
	移送費	50	50	0	移送費
	出産育児諸費	5,000	6,000	△ 1,000	出産育児一時金
	葬祭諸費	2,600	3,000	△ 400	葬祭費
	精神・結核医療給付費	5,530	5,790	△ 260	精神・結核給付金
国民健康保険事業費納付金	医療給付費分	562,844	547,216	15,628	事業費納付金
	後期高齢者支援金分等	173,605	177,131	△ 3,526	事業費納付金
	介護納付金分	51,935	54,387	△ 2,452	事業費納付金
	子ども・子育て支援納付金分	16,347	0	16,347	事業費納付金
保健事業費	特定健康診査等事業費	29,094	28,314	780	特定健康診査事業
	保健事業費	14,382	14,328	54	各種健康診査事業
基金積立金	基金積立金	320	304	16	国保財政調整基金(利子)積立て
諸支出金	償還金利子及び還付加算金	3,200	3,200	0	過年度保険料還付金
予備費	予備費	25,000	25,000	0	予備費
歳出合計		2,855,751	3,200,927	△ 345,176	

第25号議案 令和8年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

議案提出課 健康福祉部 保険年金課

議案の概要

歳入歳出総額	(8年度)	788,265千円
	(7年度)	675,314千円
	(比較)	112,951千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	645,524	544,179	101,345	保険料
使用料及び手数料	手数料	1	1	0	督促手数料
繰入金	一般会計繰入金	142,690	131,084	11,606	保険基盤安定繰入金
諸収入	償還金及び還付加算金	50	50	0	還付加算金(広域連合負担分)
歳入合計		788,265	675,314	112,951	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
総務費	総務管理費	22,511	26,211	△3,700	人件費等
	徴収費	1,902	1,692	210	郵便料等
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	762,362	646,171	116,191	保険料等負担金 保険基盤安定負担金
諸支出金	償還金及び還付加算金	950	700	250	過年度保険料還付金 還付加算金
予備費	予備費	540	540	0	予備費
歳出合計		788,265	675,314	112,951	

第26号議案 令和8年度島本町介護保険事業特別会計予算

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

議案の概要

歳入歳出総額	(8年度)	3,562,367千円
	(7年度)	3,235,895千円
	(比較)	326,472千円

〔歳入〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
介護保険料	介護保険料	712,577	676,596	35,981	第1号被保険者保険料(現年度分・滞納繰越分)
使用料及び手数料	手数料	50	101	△51	事務手数料
国庫支出金	国庫負担金	610,118	550,571	59,547	介護給付費負担金
	国庫補助金	158,814	111,027	47,787	調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金
支払基金交付金	支払基金交付金	921,103	835,867	85,236	介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金
府支出金	府負担金	464,539	424,880	39,659	介護給付費負担金
	府補助金	23,765	24,026	△261	地域支援事業交付金
財産収入	財産運用収入	275	125	150	基金利子収入
繰入金	一般会計繰入金	559,059	501,704	57,355	介護給付費等繰入金
	基金繰入金	112,066	110,996	1,070	介護保険給付準備基金繰入金
諸収入	延滞金、加算金及び過料	1	0	1	延滞金
	雑入	0	2	△2	第三者納付金、返納金
歳入合計		3,562,367	3,235,895	326,472	

〔歳出〕

(単位：千円)

款	項	8年度	7年度	増減額	主な説明
総務費	総務管理費	64,470	47,013	17,457	人件費等
	介護認定審査会費	27,623	26,186	1,437	介護認定審査会費
保険給付費	保険給付費	3,306,633	3,001,509	305,124	介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	92,846	92,848	△ 2	介護予防・生活支援サービス（総合事業）に関する費用
	一般介護予防事業費	12,012	1,571	10,441	介護予防に関する費用
	包括的支援事業費	51,547	59,450	△ 7,903	地域包括支援センターの運営、認知症支援、在宅医療・介護の連携に関する費用等
	任意事業費	3,811	4,043	△ 232	給付適正化、家族介護支援事業等に関する費用
基金積立金	基金積立金	275	0	275	中期財政運営期間中の剰余金の管理基金への積立金
諸支出金	償還金利子及び還付加算金	900	900	0	過年度保険料還付金、還付加算金
	繰出金	250	375	△ 125	一般会計繰出金
予備費	予備費	2,000	2,000	0	予備費
歳出合計		3,562,367	3,235,895	326,472	

第27号議案 令和8年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

歳入歳出総額	(8年度)	3,300 千円
	(7年度)	10,500 千円
	(比較)	△ 7,200 千円

〔歳入〕

(単位：千円、%)

款	目	8年度	7年度	増減額	前年度比
使用料及び手数料	使用料	110	110	0	100.0
繰入金	一般会計繰入金	3,190	10,390	△ 7,200	30.7
歳入合計		3,300	10,500	△ 7,200	31.4

〔歳出〕

(単位：千円、%)

款	目	8年度	7年度	増減額	前年度比
運営費	一般管理費	3,290	10,490	△ 7,200	31.4
予備費	予備費	10	10	0	100.0
歳出合計		3,300	10,500	△ 7,200	31.4

- 第28号議案 令和8年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
 第29号議案 令和8年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
 第30号議案 令和8年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
 第31号議案 令和8年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
 第32号議案 令和8年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

議案の概要

財産区会計予算額

(単位：千円)

会計名	区分	8年度	7年度	増減額
大字山崎財産区特別会計	歳入	1,252	1,252	0
	歳出	200	200	0
	歳入歳出差引残額	1,052	1,052	0
大字広瀬財産区特別会計	歳入	5,550	6,177	△ 627
	歳出	150	777	△ 627
	歳入歳出差引残額	5,400	5,400	0
大字桜井財産区特別会計	歳入	87,854	91,902	△ 4,048
	歳出	12,700	4,450	8,250
	歳入歳出差引残額	75,154	87,452	△ 12,298
大字東大寺財産区特別会計	歳入	549	554	△ 5
	歳出	90	80	10
	歳入歳出差引残額	459	474	△ 15
大字大沢財産区特別会計	歳入	6,289	6,289	0
	歳出	200	200	0
	歳入歳出差引残額	6,089	6,089	0
合計	歳入	101,494	106,174	△ 4,680
	歳出	13,340	5,707	7,633
	歳入歳出差引残額	88,154	100,467	△ 12,313

第33号議案 令和8年度島本町水道事業会計予算

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】	収 入	支 出
(8年度)	658,600 千円	656,500 千円
(7年度)	692,200 千円	655,400 千円
(比 較)	△ 33,600 千円	1,100 千円

収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

款 項	8年度	7年度	増減額	前年度比
水道事業収益	658,600	692,200	△ 33,600	95.1
営業収益	555,474	558,030	△ 2,556	99.5
営業外収益	103,126	134,169	△ 31,043	76.9
特別利益	0	1	△ 1	皆減
水道事業費用	656,500	655,400	1,100	100.2
営業費用	636,042	619,598	16,444	102.7
営業外費用	15,458	25,802	△ 10,344	59.9
予備費	5,000	10,000	△ 5,000	50.0
差引収支損益	2,100	36,800	△ 34,700	5.7

【資本的收入及び支出】	収 入	支 出
(8 年度)	32,338 千円	485,800 千円
(7 年度)	85,082 千円	665,900 千円
(比 較)	△ 52,744 千円	△ 180,100 千円

資本的收入及び支出

(単位：千円、%)

款 項	8 年度	7 年度	増減額	前年度比
資本的收入	32,338	85,082	△ 52,744	38.0
加入金	19,500	59,780	△ 40,280	32.6
出資金	1,838	1,802	36	102.0
工事負担金	11,000	23,500	△ 12,500	46.8
資本的支出	485,800	665,900	△ 180,100	73.0
建設改良費	467,894	648,338	△ 180,444	72.2
企業債償還金	17,906	17,562	344	102.0
差引資金不足額	△ 453,462	△ 580,818	127,356	78.1

第34号議案 令和8年度島本町下水道事業会計予算

議案提出課 上下水道部 業務課

議案の概要

【収益的収入及び支出】	収 入	支 出
(8年度)	1,099,200 千円	1,016,200 千円
(7年度)	997,800 千円	917,300 千円
(比 較)	101,400 千円	98,900 千円

収益的収入及び支出

(単位：千円、%)

款 項	8年度	7年度	増減額	前年度比
下水道事業収益	1,099,200	997,800	101,400	110.2
営業収益	792,382	672,958	119,424	117.7
営業外収益	306,818	324,842	△ 18,024	94.5
下水道事業費用	1,016,200	917,300	98,900	110.8
営業費用	943,700	848,450	95,250	111.2
営業外費用	67,500	63,850	3,650	105.7
予備費	5,000	5,000	0	100.0
差引収支損益	83,000	80,500	2,500	103.1

【資本的収入及び支出】	収 入	支 出
(8年度)	1,257,400 千円	1,594,600 千円
(7年度)	589,800 千円	969,800 千円
(比 較)	667,600 千円	624,800 千円

資本的収入及び支出

(単位：千円、%)

款 項	8年度	7年度	増減額	前年度比
資本的収入	1,257,400	589,800	667,600	213.2
企業債	576,200	226,700	349,500	254.2
国庫補助金	480,000	182,300	297,700	263.3
受益者負担金	11,200	7,800	3,400	143.6
出資金	190,000	173,000	17,000	109.8
資本的支出	1,594,600	969,800	624,800	164.4
建設改良費	1,168,690	519,477	649,213	225.0
企業債償還金	425,910	450,323	△ 24,413	94.6
差引資金不足額	△ 337,200	△ 380,000	42,800	88.7

※企業債の内訳 公共下水道事業債 526,800 千円

流域下水道事業債 49,400 千円

合 計 576,200 千円

【債務負担行為の設定】

○島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償

期 間：借入実行日から償還完了日まで

限度額：島本町水洗便所改造資金融資あっせんとして、金融機関が1件30万円を限度として当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合、融資の元金、利息及び延滞利息に対する損失補償